

議案第31号

令和3年度基山町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度基山町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,975,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月6日提出

基山町長 松田 一也

令和3年9月16日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,295,584	34,640	2,330,224
	1 町民税	925,733	30,988	956,721
	2 固定資産税	1,197,766	1,620	1,199,386
	3 軽自動車税	50,966	2,032	52,998
9 地方特例交付金		11,035	10,353	21,388
	1 地方特例交付金	11,035	10,353	21,388
10 地方交付税		829,163	483,616	1,312,779
	1 地方交付税	829,163	483,616	1,312,779
13 使用料及び手数料		126,742	144	126,886
	1 使用料	79,295	144	79,439
14 国庫支出金		1,108,294	53,508	1,161,802
	1 国庫負担金	742,653	37	742,690
	2 国庫補助金	361,684	53,471	415,155
15 県支出金		524,552	5,854	530,406
	2 県補助金	135,849	5,860	141,709
	3 委託金	43,638	△6	43,632
16 財産収入		2,495	15,870	18,365
	1 財産運用収入	2,412	2,077	4,489
	2 財産売払収入	83	13,793	13,876
17 寄附金		703,011	130	703,141
	1 寄附金	703,011	130	703,141
18 繰入金		923,122	△436,826	486,296
	1 基金繰入金	922,207	△437,560	484,647
	2 特別会計繰入金	915	734	1,649
19 繰越金		15,000	179,330	194,330
	1 繰越金	15,000	179,330	194,330

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 諸収入		237,323	7,923	245,246
	5 雑入	149,565	7,923	157,488
21 町債		454,044	△1,286	452,758
	1 町債	454,044	△1,286	452,758
歳入合計		7,622,518	353,256	7,975,774

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		97,746	△987	96,759
	1 議会費	97,746	△987	96,759
2 総務費		1,636,435	227,447	1,863,882
	1 総務管理費	1,457,266	225,867	1,683,133
	2 徴税費	92,219	1,672	93,891
	3 戸籍住民基本台帳費	73,048	△129	72,919
	5 統計調査費	884	37	921
3 民生費		2,570,540	28,413	2,598,953
	1 社会福祉費	1,434,844	2,284	1,437,128
	2 児童福祉費	1,135,394	26,129	1,161,523
4 衛生費		827,325	38,237	865,562
	1 保健衛生費	372,828	38,237	411,065
	2 清掃費	453,734	0	453,734
6 農林水産業費		91,721	7,700	99,421
	1 農業費	81,995	6,238	88,233
	2 林業費	9,726	1,462	11,188
7 商工費		265,690	20,222	285,912
	1 商工費	265,690	20,222	285,912
8 土木費		395,012	25,161	420,173
	1 土木管理費	26,009	473	26,482
	2 道路橋梁費	123,083	18,566	141,649
	3 都市計画費	57,882	5,978	63,860
	4 下水道費	145,849	0	145,849
	5 住宅費	42,189	144	42,333
9 消防費		259,114	3,592	262,706
	1 消防費	259,114	3,592	262,706

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費		717,092	17,214	734,306
	1 教育総務費	93,799	2,820	96,619
	2 小学校費	166,159	10,144	176,303
	3 中学校費	62,106	1,525	63,631
	4 社会教育費	255,892	919	256,811
	5 保健体育費	138,886	1,806	140,692
11 災害復旧費		110,794	5,217	116,011
	1 農林水産施設災害復旧費	62,021	3,993	66,014
	2 公共土木施設災害復旧費	33,262	1,224	34,486
12 公債費		603,934	△19,230	584,704
	1 公債費	603,934	△19,230	584,704
14 予備費		17,825	270	18,095
	1 予備費	17,825	270	18,095
歳出	合計	7,622,518	353,256	7,975,774

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
外部人材活用負担金	令和4年度から令和6年度まで	10,550千円

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	(千円) 367,544	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 365,258	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
防災基盤整備事業	(千円) 2,700	同上	同上	同上	(千円) 3,700	同上	同上	同上